

令和4年10月10日発行 通巻268号（発行／一般社団法人 西新井法人会）

# 西新井法人会報

NISHIARAI HOJINKAI

2022  
**11**  
Vol.268



表紙●赤城山山頂  
撮影●永田 一雄

## 《注目!!》

### 今の話題

- 消費税のインボイス制度について詳しく知りたい!!（税制講演会） 【掲載 P6 から P7】
- 西新井税務署からのお知らせ（年末調整・インボイス制度） 【掲載 P12 から P13】

## 巻頭コラム



小川 節子 書

### 目次

|                                                                  |       |
|------------------------------------------------------------------|-------|
| 巻頭コラム“風”<br>「ビートルズと私」<br>副会長 清水 充 .....                          | 2     |
| 第46次会員増強運動について<br>第10代会長 安江 文博 .....                             | 3     |
| 第46次会員増強運動月間むけて<br>第1組織委員長 岩野 亮 .....                            | 3     |
| 令和4年度<br>「税を考える週間（11月11日～17日）」<br>関連行事予定 .....                   | 4     |
| 社会貢献委員会<br>「未使用タオル」回収協力をお願い .....                                | 5     |
| 税制委員会 税制講演会<br>インボイス制度について 西新井税務署 .....                          | 6～7   |
| 広報委員会からのお知らせ<br>令和5年度西新井法人会報 担当会社発表 .....                        | 8     |
| 源泉部会【意見交換会】 .....                                                | 10    |
| 西新井税務署からのお知らせ .....                                              | 12～13 |
| 足立都税事務所からのお知らせ<br>東法連・法律相談 .....                                 | 14    |
| 警察だより<br>消防署だより .....                                            | 15    |
| 東京税理士会 .....                                                     | 16    |
| 催しものインフォメーション<br>決算法人説明会・新設法人説明会<br>表紙のことば／編集後記<br>税務無料相談室 ..... | 18    |

## ビートルズと私



副会長

清水 充

洋楽に興味を持ったのは、私が中学3年生の1970年の春頃でした。当時の学生や生徒の間では、家でラジオを聴くのが習わしのようになっていました。そのとき、ラジオで盛んに流れていたのは、イギリスの人気グループ、ビートルズの『Let It Be』とアメリカのデュオであるサイモンとガーファンクルの『明日にかけの橋』という曲でした。この双方の曲ともピアノの前奏で始まり、どこことなく似ていて、大好きになりましたが、どんどん引き込まれていったのは、ビートルズのほうでした。

もちろん、すでに世界を席巻していたビートルズの名前は知っていましたが、その音楽に興味を持ったのは、その曲が初めてでした。ピアノの前奏から始まって、ボーカルが入り、だんだんほかの楽器も加わって、ドラマチックに盛り上がっていく構成と、何か深い意味がありそうな歌詞とメロディーが心地よく、とりこになりました。なんていい曲なんだろう。ビートルズって、ロックのうるさい音楽と思っていたけれど、こんなきれいなメロディーの歌もあるんだ、と思いました。大人と子供の境目で悩み多き年頃の自分には、救いのような音楽に思えました。

残念ながら、ちょうどその頃、当グループの解散が発表されましたが、それでも、ラジオでビートルズの曲がかかると食い入るように聴くようになりました。ビートルズには、いわゆる、激しいロックンロールのような曲もあるけど、抒情的な美しいメロディーの曲も多いな、と思いました。

ビートルズのメンバーの3人には、アイルランド人の血が入っているようです。そのことが、その抒情的な部分に大きく影響しているように思います。例えば、アイルランド人のエンヤの音楽もとても抒情的ですね。偏見かもしれませんが、ロンドンあたりのアングロ・サクソン人には、『ガール』や『ミッシェル』のような抒情的な歌が書けるとは思いません。

アイルランド人や5世紀のアングル人・サクソン人の侵入以前のイギリスの先住民は、大きくくるとケルト系といわれます。ケルト人は、中央アジアが起源との説があります。ビートルズの音楽の抒情性に、古くてはるか遠いアジア起源の要因があるとしたら、何か素敵ではありませんか。日本人にもその音楽がしっくりくるのも納得です。

ビートルズの音楽を聴き始めてから、20年以上も経った1993年に、グループとしてのビートルズではないけれど、メンバーの一人であるポール・マッカートニーの来日コンサートを観に行くことができました。やっと、あの『Let It Be』を生で聴くことができ、感涙、大感激でした。



## 第46次会員増強運動について

### 第10代会長 安江 文博

一般社団法人西新井法人会会長の安江でございます。会員の皆様方におかれましては常日頃より法人会活動に對しましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

世間ではまだまだ新型コロナウイルス感染症のニュースを良く耳にし、東京都内における新規感染者数も9月後半には下降傾向になり落ちついている様にも思われますが、今までの傾向を鑑みるに予断を許さない状態と考えております。

また、国外に目を向けてみてもロシアによるウクライナへの侵攻や、ミャンマーでの動乱等世界に暗い影を落としており、こちらについても一刻も早く終息して欲しいと切に願っております。

そんな中、会員皆様のご協力で成り立っている法人会の事業や活動は、本年度も大部分が延期または中止となってしまう残念ではございますが、新しい試みとして、来年10月から施行されるインボイス制度について、今年の8月からZOOMによるオンライン説明会を毎月無料で行っておりますので、是非研修を受けてみては如何でしょうか？

また、これから冬にかけての新型コロナウイルスの影響、更に追い打ちをかける円安や物価高による影響によ

り、中小企業を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。こうしたなか、当法人会では例年通り10月1日より11月30日迄、組織委員会を中心に会員増強運動に取り組んでおります。本年度も目標加入率は77%としておりますが、まだ先の見えないこの新型コロナウイルス禍、非常に厳しい会員増強運動になることは必至であり、本部・支部役員が一丸となって取り組み、目標加入率の達成に向け協力を賜りますようお願い申し上げます。令和4年3月末現在、稼働法人数7,123社、会員数5,386社、加入率75.6%で、退会の増加により低迷しております。本年度の目標加入率77%を達成する為には役員はもとより法人会会員の皆様とも連携を強めるなど、窓口も広げて会員増強運動を進めて参りたいと考えております。会員数5,000社以上の大規模法人会の中で、22年連続加入率第1位を維持しています事は皆様のご協力の賜であると思ひます。その実績を維持し、従来の実績に恥じないよう気を引き締めて推進して参りたいと思ひます。

そして、本年度も引き続き税務当局及び納税六団体の皆様の特段のご協力をいただきますようお願いいたします。結びに当たりまして会員皆様方のご事業益々の繁栄とご健勝を祈念申し上げ挨拶とさせていただきます。



## 第46次会員増強運動月間にむけて

### 第1組織委員長 岩野 亮一

日中の日差しは厳しいものがありますが、朝夕はようやく秋の気配がただようようになりました。皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

連日のニュースでご存知のように新型コロナウイルスの感染拡大や異常気象の影響で、日常の生活リズムが取り戻せない感じです。つくづく普通の日々の尊さが、貴重なものであることを再確認させられております。

さて、今年も10月1日より会員増強月間を迎えるに当たり、各支部役員の皆様を中心に更なるご協力をお願い致します。

活動にあたり、本部からの未会員、転入届等を参考に活動をしてみてはいかがでしょうか。中には、未会員を

訪ねても会えない状況もありますが、各地域の銀行、信用金庫、組合様からの加入のお願いも大事にしたいと思ひます。

何といっても、会員増強運動は各会社との信頼関係無しには成り立ちませんし、会員増強運動を行わないと法人会の存在すら厳しい状況になると思ひます。

今年も残り3か月を各支部、会員増強に向けて計画的に過ごしながら令和5年を笑顔で迎えられるように、誇れる法人会を目指して、目標達成に向けて皆さんで頑張らしましょう。

(第1組織委員長 岩野 亮一)

# 令和4年度 「税を考える週間(11月11日～17日)」関連行事予定

| 主催団体名   | 日付                                                                                                                          | 10月                                                                                                                                                      | 11月                                                                                                  | 12月                                                                                                        |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 税 理 士 会 |                                                                                                                             | 10/2<br>税理士による税の無料相談会<br>【アリオ西新井】                                                                                                                        |                                                                                                      |                                                                                                            |
| 納 連     | 10/2<br>納税六団体共催<br>○街頭パレード<br>【西新井駅～アリオ西新井～<br>西新井大師参道】<br>○第十四中コンサート<br>○力士による税金クイズ<br>【西新井大師境内】                           | 10/11<br>署長講演会<br>(法人会主催)<br>【法人会館】                                                                                                                      | 11/18～11/30<br>「中学生の税についての作文」<br>入賞作品展示<br>【区役所庁舎1階】<br><br>11/22<br>「中学生の税についての作文」<br>表彰式<br>【法人会館】 | 12月上旬～<br>「中学生の税についての作文」入賞<br>作品集配布<br>【アリオ西新井】<br><br>12/9<br>一日税務署長イベント<br>【西新井税務署】                      |
| 青 申 会   | 10/3～<br>○横断幕(インボイス)掲出<br>【大師前歩道橋】<br>【高野歩道橋】<br><br>10月中旬～11月中旬<br>納税六団体共催<br>広報物品<br>(ウエットティッシュ・イータ<br>君飴)の備え置き<br>【金融機関】 | 10/6、7<br>説明会<br>(電子帳簿保存法・電子取引<br>データ保存)<br>【西新井青色申告会館】<br><br>10/11、12<br>説明会<br>(消費税インボイス制度)<br>【西新井青色申告会館】<br><br>10/11<br>署長講演会<br>(法人会主催)<br>【法人会館】 |                                                                                                      |                                                                                                            |
| 酒 販 組 合 | 10/25<br>納税六団体共催<br>○街宣車による街頭広報出<br>発式<br>【西新井税務署玄関前】<br>(街宣車は10/25、11/10に<br>管内各所を巡回)<br>○横断幕(インボイス)写真<br>撮影<br>【大師前歩道橋】   | 10/11<br>署長講演会<br>(法人会主催)<br>【法人会館】                                                                                                                      |                                                                                                      |                                                                                                            |
| 法 人 会   |                                                                                                                             | 10/11<br>署長講演会<br>(法人会主催)<br>【法人会館】                                                                                                                      | 11/16<br>「税に関する絵はがきコンクー<br>ル」表彰式(中止)<br>【法人会館】                                                       | 12月上旬～<br>「税に関する絵はがきコンクール」<br>入賞作品集配布<br>【アリオ西新井】                                                          |
| 間 税 会   |                                                                                                                             | 10/11<br>署長講演会<br>(法人会主催)<br>【法人会館】<br><br>10/19～11/30<br>歩道橋横断幕掲出<br>【環七西新井歩道橋】                                                                         | 11/9<br>「税の標語コンクール」表彰式<br>【エル・ソフィア】(中止)                                                              | 12月上旬～<br>○「税の標語コンクール」入賞作品<br>集配布<br>【アリオ西新井】<br>○「税の標語コンクール」入賞作品<br>展示<br>【区内足立成和信用金庫支店】<br>【滝野川信用金庫江北支店】 |
| 税 務 署   |                                                                                                                             |                                                                                                                                                          | 11/11<br>納税表彰式<br>【法人会館】                                                                             |                                                                                                            |

# 未使用タオル 回収協力のお願い



社会貢献委員会  
委員長  
松崎 顕治

社会貢献委員会では、毎年末12月に各支部ご協力のもと「未使用タオル」回収運動を実施し、回収後は取りまとめて社会福祉法人足立区社会福祉協議会を通じて区内社会福祉施設へ寄贈しております。本年も、12月13日まで支部の社会貢献委員が中心になり、回収を行う予定です。

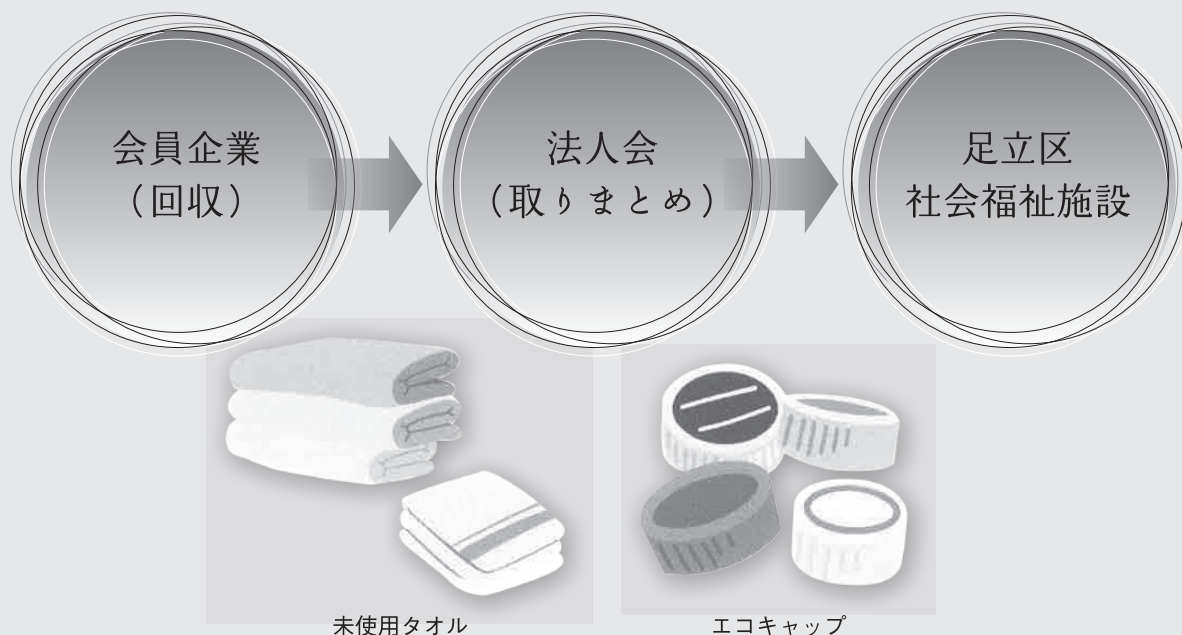
皆様の会社にあります「未使用タオル」を是非この機会に提供していただければ幸いに存じます。回収運動へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

尚、オールシーズン回収しているエコキャップについては、会員企業において回収箱を設置して回収し、洗浄・乾燥等を行った上で提出していただいております。

提出後は取りまとめて足立区役所計画課資源化推進係へ寄贈しております。

今後も会員皆様のご協力を賜り、活発な社会貢献活動に邁進して参りたいと存じます。

何卒宜しくお願い申し上げます。





専門知識を持ったスタッフが責任を持って担当させていただきます！

## 得洗隊

BODY COATING とくせんたい

とくせんたい足立店 ((株)東京ユーポス内)  
〒121-0836 東京都足立区入谷5-15-13  
営業時間 9:30~20:00

☎0120-117-899



低価格 迅速 丁寧

**車のコーティング・クリーニングのことならプロにお任せ！**

# 税制委員会 税制講演会

令和5年  
10月1日～

## 消費税の仕入税額控除の方式として インボイス制度が始まります

西新井税務署  
法人課税第一部門 伊藤 真也

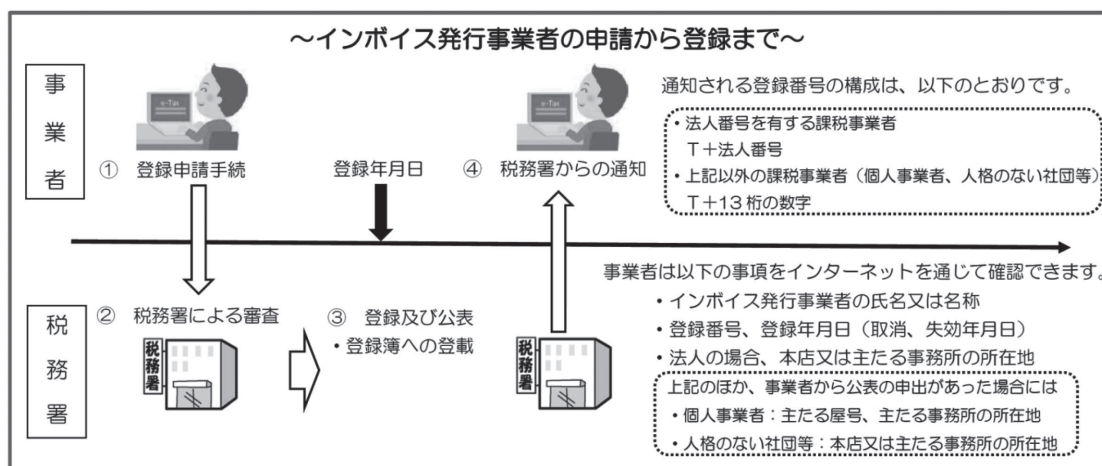
令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「インボイス発行事業者」（適格請求書発行事業者）が交付する「インボイス」（適格請求書）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

### 1 インボイス発行事業者登録制度

- インボイスを交付できるのは、インボイス発行事業者に限られます。
- インボイス発行事業者となるためには、登録申請手続きを行い、登録を受ける必要があります。  
なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

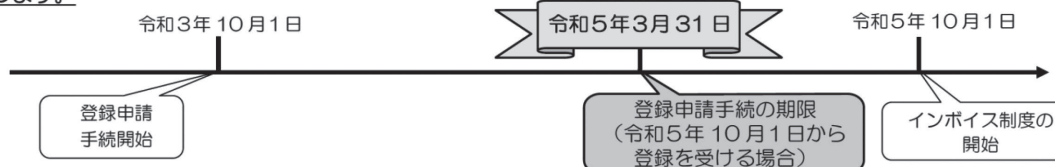
注1 免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けるためには、「2 免税事業者の登録手続」をご覧ください。

注2 インボイス発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。



### 《登録申請のスケジュール》

インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。登録申請後、審査に一定の時間を要しますので、早めの提出をお願いします。



## 2 免税事業者の登録手続

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日に属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

なお、この経過措置の適用を受けて登録申請手続を行う場合には、消費税課税事業者選択届出書を提出する必要はありません。

(例) 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

| 令和4年12月期 | 令和5年12月期                          |                       | 令和6年12月期                           |
|----------|-----------------------------------|-----------------------|------------------------------------|
|          | 登録申請書の提出期限<br>(令和5年3月31日)(注)<br>↓ | 登録日<br>(令和5年10月1日)    | 登録日以降は課税事業者となりますので、消費税の申告が必要になります。 |
| 免税事業者    | 免税事業者                             | インボイス発行事業者<br>(課税事業者) | インボイス発行事業者<br>(課税事業者)              |

(注) 令和5年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合は、令和5年9月30日まで

インボイス発行事業者になると、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、消費税の申告が必要です。

上記経過措置の適用を受ける場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできない(登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合を除きます。)ため、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、登録の効力が失われても、基準期間の課税売上高にかかわらず、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

### 適格請求書発行事業者の登録を受けるかの判断

- ☐ **売上先が適格請求書を必要とするか検討しましょう**  
・消費者、免税事業者又は簡易課税制度を選択している課税事業者である売上先は、適格請求書を必要としません。
- ☐ **登録を受けた場合・受けない場合について検討しましょう**  
・登録を受けると、登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、課税事業者として申告が必要となります(簡易課税制度を適用することで、事務負担の軽減を図ることができます。)(⇒P19参照)。  
・登録を受けない場合、適格請求書を交付できませんが、売上先は制度開始から6年間は一定の経過措置が適用できます(この期間の終了後は仕入税額控除ができなくなります。)
- ☐ **登録を受ける場合は、登録申請手続をしましょう**

## 全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！

各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。

※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に関する情報



## インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度特設サイト



## インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス      電話番号    0120 - 205 - 553 (無料)  
コールセンター      受付時間    9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)



## 広報委員会からのお知らせ

### 令和5年度 『西新井法人会報』印刷担当会社について

「西新井法人会報・第266号」で募集しました、令和5年度の当会広報誌印刷担当会社につきまして、広報委員会での選考過程を経て決定しましたので本誌にて発表させていただきます。

◆株トーコロ ◆株Label Innovation

以上2社です。尚、令和6年度に関しましては、令和5年度の発行及び講評を踏まえて決定致します。

多くの会社様からのご参加誠にありがとうございました。

### 令和5年度の発行回数について

令和5年度も以下のとおり4回の発行になります。引き続き、ご愛読くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 令和5年度発行予定

第270号（5月発行/モノクロ）

第271号（9月発行/モノクロ）

第272号（11月発行/モノクロ）

第273号（1月発行/カラー）

また、会員宛の速報につきましては

**当会ホームページ** (<http://www.tohoren.or.jp/nishiarai/>)

に掲載して参ります。

どうぞこちらのホームページもご覧ください。

（広報委員会 委員長 市川 貞弘）



電子申告で  
効率UP!

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

「e-Tax」なら  
国税に関する  
申告や納税、  
申請・届出などの  
手続きがインターネット  
で行えます。



## 納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、  
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

### 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードと  
マイナンバーカード読取対応スマートフォン（又は、ICカードリーダライタ）を準備すれば、スマートフォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。



e-Taxを利用して所得税及び  
復興特別所得税の申告をすると  
こんなメリットが!

添付書類の  
提出省略<sup>(注)</sup>

還付が  
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは  
WEBへ

イータックス

検索

[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

## 源泉部会【意見交換会】



2022年7月6日に源泉部会の意見交換会を清水屋会議室にて土屋事務局長、高梨職員を含め総勢10名で開催されました。

冒頭に小林部会長の開会の挨拶で始まり、土屋事務局長のご挨拶、そして小泉幹事の乾杯のご発声ののち、みなさんと約3年ぶりに意見交換をすることが出来ました。

常に明るい小林部会長なので、終始笑いの絶えない会

となり、久々に楽しい時間を過ごすことが出来ました。

これも小林部会長はじめ源泉部会の役員の皆さまや法人会事務局皆様のおかげかと思えます。

またコロナが増えて来ましたので、いつ研修会や意見交換会が開催されるかわかりませんが、開催される際は積極的に参加して楽しみたいと思います。

(源泉部会幹事 石塚 祐二)

従業員の退職金準備は

**特 退 共**

優秀な人材の確保・定着化に

# 東法連特定退職金共済制度



### 特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

### 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ☑ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・  
お問い合わせは

**TTK** 公益 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>



WAKABA わかば ケアセンター  
居宅介護支援・訪問介護・デイサービス

地域密着の介護ネットワーク

足立区内に8拠点の  
安心サポート体制

■事業所一覧

- デイサービスわかば
- わかばケアセンター五反野
- わかばケアセンター大谷田
- わかばケアセンター六町
- わかばケアセンター扇
- わかばケアセンター竹の塚
- わかばケアセンター綾瀬
- わかばケアセンター西新井
- わかばケアセンター伊興

わかば ケアセンター 介護に関するお悩みなど、お気軽にご相談ください。  
www.wakaba-care.co.jp TEL03-5809-6202

初心者の方、経験者の方、どちらも歓迎!!

**Mr.ELZ**  
GOLF SCHOOL  
& GOLF SHOP

インドアゴルフスクール / ゴルフショップ  
シャフト、グリップ交換

定休日 / 火曜日  
東京都足立区谷在家2-12-3 TEL. 03-5837-4344

WDB ワールド観光バス(株)

平成23年、公益社団法人日本バス協会は[Safety BUS]  
〈貸切バス事業者安全性評価認定制度〉をスタートさせました。  
厳しい条件を満たした会社だけに[Safety BUS]が発行されます。

きめこまやかな社員教育で安心、安全、快適な  
バスの旅を提供する為に取り組んでいます。

当社にも23年12月、認定証番号 11-0207で  
シンボルマークのステッカーが交付されました!

小型バスから～大型バスまで

本社 〒123-0862 東京都足立区皿沼1-13-3  
電話 03(3897)2809 FAX 03(3897)2830  
営業所 東京・品川・埼玉・神奈川  
ホームページ <http://www.worldbus.co.jp/>

『西新井法人会報』 広告募集!

掲載料金・スペース

|                          |               |
|--------------------------|---------------|
| 一 枠 (天地 50mm×左右 83mm)    | ¥10,000 [1回]  |
| 二 枠 (天地 50mm×左右175mm)    | ¥20,000 [1回]  |
| A4 タテ (天地297mm× 左右210mm) | ¥100,000 [1回] |

※掲載は、4回単位になります。  
※掲載に関しては、広報委員会において、広告内容を審議した上で、掲載を決定致します。  
※左記は全て消費税込みの金額となります。



# 令和4年以降の年末調整関係書類の一律送付の見直しについてのお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、経済社会のデジタル化が一段と進展する中、行政についてもデジタル化を進めていくことが重要となっており、国税庁における年末調整に関する情報提供についても、デジタル化に転換していく必要があるところです。

このような状況を踏まえ、あわせて、社会全体の効率化及び行政コスト抑制の観点から、これまで源泉徴収義務者の皆様に一律送付していた「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」のパンフレット等に代えて「リーフレット」を一律送付することとし、このリーフレットにおいて、年末調整の手順や法定調書の作成のしかた等を解説した動画やパンフレット等を掲載した国税庁ホームページ（年末調整がよくわかるページ）を案内するとともに、税制改正に関する情報などをお知らせすることとされましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○ 国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ」

年末調整がよくわかる





## 西新井税務署からのお知らせ



消費税

令和5年10月

事業者の方へ

# インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、  
原則、**令和5年3月31日までに**  
**登録申請が必要です！**

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。  
登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



**登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！**

- ☒ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☒ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！  
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和4年8月）

## 都税事務所からのお知らせ

ー都税についてのお知らせー

### にせ都税メール・電話にご注意ください!



都税事務所を装って、個人情報をもとに不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。不審に感じた場合は即答せずに、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

<メールによる手口>

【事例】

- ・「あなたは納付限を過ぎた税金を完納していません。速やかに納付してください。」などと記載したメールが送付されてくる。
- ・プリペイドカードの購入等の方法により納付するよう求めてくる。

<電話による手口>

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例1】

- ・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。
- ・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例2】

- ・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ATMに誘い出す。
- ・ATMコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。
- ・指定の電話番号に電話すると、ATMの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

【お問合せ先】 主税局総務部総務課相談広報班 03-5388-2925

# 1時間まで無料。お気軽にどうぞ!!

## 法人会の法律相談



### 1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでください。  
TEL：03-3357-0771（土・日・祝日を除く午前9時～午後4時）
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

### 2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。（同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。）

### 3. 相談内容

法律全般。（相続等会社業務以外の相談も可。）

### 4. 担当法律事務所

成和パートナーズ法律事務所（令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更）  
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号  
TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543

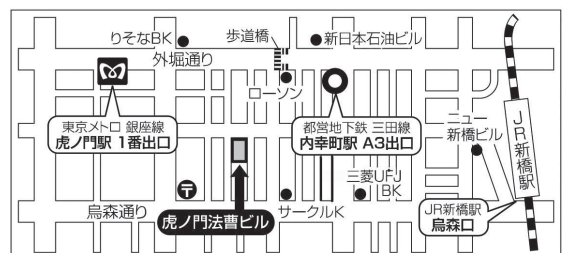
### 5. 相談場所

左記法律事務所

交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅（A3出口）徒歩3分  
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅（1番出口）徒歩5分  
JR「新橋」駅（鳥森口）徒歩7分

### 6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。（東京法人会連合会が負担します。）
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,000円（別途消費税）です。その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 （一社）東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

## 道路を渡るときの危険な行動ワースト3！



こんな横断は絶対に禁止です！

自分の命を守るために、  
交通ルールを守りましょう！

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

警視庁  
公認サイト

**TOKYO SAFETY ACTION**

<https://www.safetyaction.tokyo/>

連絡先：西新井警察署 03-3852-0110（内線4132）



にしあらい会堂



今 あなたの力が必要です

## 消防団員募集中！



消防団は、自営業や会社員、学生や主婦などで組織されている消防機関です。  
地域に密着している消防団は、災害活動や住民の方への防災指導など安全・安心な街づくりの実現に欠かせない存在です。

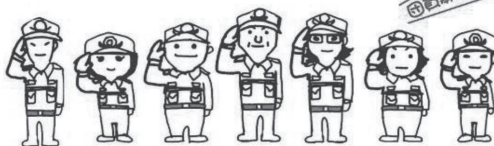


西新井消防団の活動  
は、西新井消防署HP  
「西新井消防団」をご覧ください。



西新井消防団HP

首都東京を守る消防団



団員募集！！

★入団の条件★

18 歳以上の健康な方、消防団の区域に居住、勤務、通学している方

入団に関する問合せ先

西新井消防署 警防課防災安全係 03-3853-0119

## 確定申告を間違えたとき

法定申告期限後に計算違いなど、申告内容の間違いに気が付いた場合は、次の方法で訂正してください。

### 1. 納める税金が多すぎた場合や還付される税金が少なすぎた場合

更正の請求という手続ができる場合があります。この手続は、更正の請求書を税務署長に提出することにより行います。更正の請求書が提出されると、税務署ではその内容の検討をして、納め過ぎの税金がある等（繰越損失の金額が増える場合を含む。）と認めた場合には、減額更正（更正の請求をした人にその内容が通知されます。）をして税金を還付または繰越損失の金額を増加することになります。よって、所得金額の増減や所得控除の追加があっても、最終的な税額または繰越損失の金額に異動がない場合は、更正の請求はできません。

更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

### 2. 納める税金が少なすぎた場合や還付される税金が多すぎた場合

この場合には、修正申告により誤った内容を訂正します。

修正申告をする場合には、次の点に注意してください。

#### ① 誤りに気が付いたらできるだけ早く修正申告してください。

税務署の調査を受けた後で修正申告をしたり、税務署から申告税額の更正を受けたりすると、新たに納める税金のほかに過少申告加算税がかかります。

この過少申告加算税の金額は、新たに納めることになった税金の10パーセント相当額です。ただし、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合、その超えている部分については15パーセントになります。

（注1）税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をすれば、過少申告加算税はかかりません。（ただし、平成29年1月1日以後に法定申告期が到来するもの（平成28年分以後）については、調査の事前通知の後にした場合は、50万円までは5パーセント、50万円を超える部分は10パーセントの割合を乗じた金額の過少申告加算税がかかります。）

（注2）確定申告が期限後申告の場合は無申告加算税がかかる場合があります。

#### ② 新たに納める税金は、修正申告書を提出する日が納期限となりますので、その日に納めてください。

#### ③ この場合、納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります



東京税理士会 西新井支部  
税理士 ● 菊池 伸秋

“足立区唯一の葬儀設備”が整っている

**足立鹿濱會館葬儀社**

足立区の葬儀屋唯一の葬儀設備・式場を持つ葬儀社です。

葬儀、密葬、家族葬、社葬、自由葬、音楽葬、神式葬、キリスト教などのお葬式。

谷塚斎場、町屋斎場など火葬場や集会場、自宅、家でのお葬式。

あせらず、慌てず。まずはご相談ください。ご葬儀のプロが24時間対応致します。

ご安心ください。信頼できるご葬儀の全てを安心の価格でお手伝い致します。

また、「葬儀ローン」も取り扱っていますので、ご相談ください。

24時間いざというときの為に

**0120-084-622**

お気軽にお電話ください。

内閣府認定 NPO 法人全国葬送支援協議会 東京本部指定葬儀社

**足立鹿濱會館葬儀社**

足立区鹿浜 6-37-1（鳩ヶ谷街道沿い・皿沼交番前）

●家族・親族様の宿泊施設完備 ●宗教宗派を問わず、どなたでもご利用できます  
●霊安室完備（ご自宅に安置できない方、病院から直接安置できます）

ホームページ <http://www.adachi-sk.co.jp>

**さくら観光バス株式会社**  
 ～記憶に残る旅のお手伝い～  
**東京営業所**

**大型観光バス 8 台保有**  
 36 席 × 1 台 夜行移動に最適 !!  
 40 席 × 4 台 少し余裕を持った座席間隔  
 45 席 × 3 台 サロン席ならやっぱりこれ !!  
 ※全車充電用コンセント / Free Wi-Fi 搭載

〒121-0831  
 東京都足立区舎人 1-21-15  
 TEL: 03-5647-6139  
 FAX: 03-5647-6539  
 E-mail: info-t@sakura-kankou.jp



一字を大切にしています。

- 取材、原稿整理、校正、レイアウトから印刷・製本・発送まで。
- 出版業務では、東販・日販などを通じての全国書店販売も承っております。
- 小説、評論、自分史、会社記念史、学校記念史、各種報告書、各種カタログ、社内報、地域報など。

株式会社のべる出版企画 ☎03-3896-6506  
 〒123-0864 東京都足立区鹿浜 3-4-22 のべるリージョン 2F  
<http://www.novelsyuppan.com>  
 Email: novel-syuppan@nifty.com

原稿作成、出版、印刷、校正、レイアウトのことなら、  
 のべる におまかせください。

**法人会の**  
**1日人間ドック型式**  
**生活習慣病健診**

くわしい内容等は、ご案内(封書)を  
 発送いたしますのでご参照下さい。

一般財団法人 全日本労働福祉協会 渉外部  
 東京支部 〒143-0016 東京都大田区大森北1-18-18  
 TEL (03) 5767-1714 (直通)




小規模事業者の強い味方!  
**マル経融資** (小規模事業者) 経営改善資金

マル経融資は商工会議所が、日本政策金融公庫に  
 推薦する無担保・無保証人の公的融資制度です。  
 詳しくは下記へご連絡ください。

※会員、非会員問わず利用できます。  
 ※その他、無料で税務・法律相談も実施しております。

お問い合わせ **東京商工会議所足立支部**  
 ☎ 3881-9200



**区民葬・互助会葬より 低価格!**  
 テレビでおなじみ「安心プラン」でのご葬儀!!  
 1日葬 198,000円からのプランをご用意しております。

日本典礼 西新井会館ご案内図

日本典礼 イメージキャラクター 浅香光代 先生

西新井会館へのご案内

- お車
  - 環七江北陸橋より尾久橋通り北へ約3分
  - 首都高速/川口線扇大橋 足立入谷より約10分
- 電車・バス
  - 舎人ライナー西新井大師西駅 西口より徒歩2分
  - 東武伊勢崎線西新井駅西口より
  - 東武バス血沼循環 国際興業バス 赤羽駅東口行き
  - 東武バス 鹿浜都市農業公園行き
  - 西新井大師西駅 下車徒歩約1分

0120-210-500  
 年中無休 24時間対応・相談無料  
 弊社のホームページで詳しく  
 ご紹介しております。

日本典礼 検索




催しものインフォメーション

| 11月    |         |      |
|--------|---------|------|
| 日付     | 内容      | 場所   |
| 4日(金)  | 定例理事会   | 法人会館 |
| 7日(月)  | 年末調整説明会 | 法人会館 |
| 10日(木) | 財務委員会   | 法人会館 |
| 24日(木) | 組織委員会   | 法人会館 |
| 29日(火) | 広報委員会   | 法人会館 |

| 12月    |                   |                |
|--------|-------------------|----------------|
| 日付     | 内容                | 場所             |
| 15日(木) | 未使用タオル寄贈(社会貢献委員会) | 足立区<br>社会福祉協議会 |
| 未定     | 厚生委員会             | 未定             |
| 未定     | 青年部会全体会議          | 未定             |
| 未定     | 女性部会              | 未定             |

※コロナウイルスにより、多くのイベントや会議が中止または延期せざるをえなくなりました。  
まだこの様なことが続くと思われるので、延期になった際にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。

ご存知ですか？こんな有意義な説明会が、行われています。

**決算法人説明会**

法人税、消費税の決算時のチェックポイントを  
東京税理士会西新井支部の税理士が説明します。

| 月日          | 時間            | 場所   |
|-------------|---------------|------|
| 12月15日(木)   | 14:00～16:00   | 法人会館 |
|             | 16:10～16:40※1 |      |
| 12月16日(金)   | 13:30～14:00※1 | ZOOM |
| 令和5年2月9日(木) | 14:00～16:00   | 法人会館 |
|             | 16:10～16:40※1 |      |
| 2月10日(金)    | 13:30～14:00※1 | ZOOM |

**新設法人説明会**

法人設立時の税務手続、源泉徴収のしかた、  
及び消費税等について、西新井税務署の担当者が説明します。

| 月日           | 時間            | 場所   |
|--------------|---------------|------|
| 11月17日(木)    | 14:00～16:00   | 法人会館 |
|              | 16:10～16:40※1 |      |
| 11月18日(金)    | 13:30～14:00※1 | ZOOM |
| 令和5年1月12日(木) | 14:00～16:00   | 法人会館 |
|              | 16:10～16:40※1 |      |
| 1月13日(金)     | 13:30～14:00※1 | ZOOM |

※1 上記説明会に付随または、ZOOMにてインボイス説明会を開催します。(事前予約制)

※2 受講料、テキスト代は無料です。

※3 上記日程については、急遽変更になる場合もありますので、ご了承ください

表紙のことば Vol.268

**赤城山山頂**

赤城山は幾つかある頂きの総称です。赤城山の山頂付近には大沼があり、赤城神社が鎮座しています。大沼の東南、駒ヶ岳と小地蔵岳の間に湿原があります。この湿原は「小尾瀬」と言われ、正式名称は「覚満淵」と言われています。平安時代、比叡山延暦寺の僧、覚満がこの地で法会を行った事によりその名がついたと言われています。私は何回か赤城山は登りましたが、サンドイッチマンの秘境バス旅のテレビ番組を見て知り、一度行ってみたかったので訪れました。紅葉も最高でした。

(梅田第一支部 永田 一雄)

編集後記

**今なお続くコロナ禍で**

新型コロナウイルスの規制も大分緩くなり、海外ではノーマスク、国内でも政府は、「屋外では原則不要」と言い続けています。しかし、街を歩いていると、まだまだ外している人の方が少ない状態です。

「世界一マスクをしている国の感染者数が世界一」という何とも皮肉な状況が国民にマスクを外させないのか、それとも皆がしているから自分も外さないだけなのか。

食欲の秋、行楽の秋、スポーツの秋、芸術の秋、せめて屋外では秋の清々しさをマスクなしで満喫したいですね。

(島根栗原支部 広報委員 名取 鉄朗)

**法人会員の税務無料相談室**

法人会では、東京税理士会西新井支部にお願いして、会員のあらゆる税の相談、記帳指導の相談室を開設いたしております。お気軽にご利用ください。  
毎週一回、予約制により、待ち時間のないよう実施しています。  
あらかじめ電話で予約してください。

栗原3丁目10番19号 東武大師前サンライツマンション103号  
東京税理士会西新井支部(西新井税務署隣り)  
TEL 03(3889)4608～9

第268号  
発行

令和4年11月7日  
一般社団法人 西新井法人会  
足立区栗原三丁目10-16  
TEL 03(3852)2511  
<http://www.tohoren.or.jp/nishiarai/>  
広報委員会

編集  
印刷所

株式会社トーコロ  
東京都足立区梅島二丁目32-9  
TEL 03(3852)1211



## 総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

### 総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、  
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

#### 病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…  
その後悪化し、慢性腎不全となり、  
永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動  
不足などから、糖尿病を発症…  
その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、  
両眼を失明

#### 事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…  
作業中にプレス機に挟まれ  
両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…  
交通事故で脊柱を損傷し  
寝たきりに

事故より怖い  
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合

約52.5% >

事故・けがによる

身体障がい者数の割合

約12.5%

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに大同生命独自に集計)

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

上野支社/  
東京都台東区東上野1-14-4(野村不動産上野ビル6F)  
TEL 03-3831-7050

**AIG** AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/  
東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)  
TEL 03-6894-9110

F-2019-1015(2019年8月27日)  
19-073024 2021-8

SINCE  
1970

不動産の  
プロフェッショナルとして  
最適な  
ライフステージを  
ご提供



賃貸

売買

事業用

管理

不動産コンサルティング

創業1970年、足立区の不動産に特化し、地域に密着した不動産会社ならではの対応、情報の提供に努めております。足立区の不動産情報なら、まさひろ商事不動産におまかせください。

賃貸・売買仲介・管理だけでなく総合的な不動産コンサルティングを行い、インターネットを最大限に利用しています。



地域密着経営。足立区の不動産のことなら

**まさひろ商事不動産(株)**

まさひろ商事

検索

谷在家駅より徒歩5分

足立区谷在家1-8-12 まさひろ商事ビル1F

03-3890-8314